

文教福祉常任委員会 会議録

令和3年9月17日（金）午前10時～
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

文教福祉常任委員会

令和3年9月17日（金）午前10時～

議会委員会室

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議事

【執行部案件】

- ① 議案第69号 旧橋小跡地整備検討委員会設置条例の制定について
- ② 議案第71号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について
- ③ 議案第72号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第2号）
- ④ 議案第73号 令和3年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ⑤ 議案第74号 令和3年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- ⑥ 議案第78号 令和3年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- ⑦ 議案第91号 工事請負契約の締結について

【議会案件】

- ⑧ 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- ⑨ その他

6. 閉会

出席委員（8名）

2番	香取憲一君	3番	長津智之君（副委員長）
6番	木村喜一君（委員長）	7番	植木弘子君
9番	幡谷好文君	11番	長島幸男君
14番	小川賢治君	17番	笹目雄一君（議長）

欠席委員（なし）

付託案件説明のため出席した者

市長	島田穰一君	教育長	羽鳥文雄君
保健衛生部長	鈴木定男君	医療保険課長	重藤辰雄君
健康増進課長	小貫智子君	健康増進課参	関口茂君
福祉部長	藤田誠一君	介護福祉課長	太田由美江君
文化スポーツ振興部長	滑川和明君	生涯学習課長	笹目浩之君
スポーツ推進課長	佐川光君	教育部長	中村均君
教育委員会事務	八木健君	教育指導課長	片岡理一君
教育企画課長	長島正昭君	子ども課長	大山伸一君
教育指導課参	菅澤和則君		

議会事務局職員出席者

書記 深作治

午前 9時55分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（長津智之君） おはようございます。定刻より若干早いかと思うんですけども、全員おそろいでございますので、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

最初に、委員長挨拶ということで、木村委員長よりお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 皆様改めまして、おはようございます。本日は当委員会開催にあたり島田市長はじめ、教育長そして関係部課長にお集まりいただき誠にありがとうございます。

今回の委員会においてもコロナ対策を施しながらの開催となりますので、不自由な点もあると思いますがご理解のほどよろしくをお願いいたします。我々の所管は多岐にわたり、世間ではデルタ型と称する変異したウイルスによって感染者数は増加し、最前線で対応にあたっておられる皆さんには大変な苦勞をおかけしているところです。

また先日急遽、意見交換会を実施しましたが、教育委員会においても2学期制の導入など新たな重要課題があり、施策の方向づけを行い、来年度に向けて速度を上げながらも丁寧な調整のもと推し進めていただかなければなりません。

さらに今朝の地方新聞でも旧橘小の移転補償費7億9,000万円の契約締結済みであり、今月下旬に解体に着手し今年度内に整備方針を決めると記事にありました。我々委員にも推進するためにも詳しくその整備方針をご説明いただきたいと思っております。

お集まりの職員さんにおかれましては、日々さまざまな課題解決に向けて事業推進されていると思いますが、我々委員もそれぞれの施策や事業が市民にとって正しくふさわしい方向に進んでいるのかをしっかりと議論し、より良い結果へと結び付けていくことが最も大切であると皆常に考えております。歴史に残るであろういまの乱世を知恵を出し合い皆で乗り越えていかなければならないと強く思うところでございます。

それでは本日の議事については、議案7件、請願が1件ございます。適正かつ円滑な委員会運営が執り行えるよう努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（長津智之君） ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。

議事進行は、木村委員長のほうでよろしくをお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 本日福島議員が傍聴いたしますのでよろしくをお願いいたします。

次に、本日の関係資料につきましては、タブレットのスマートディスカッション内に保存

されています。スマートディスカッションをお開き願います。画面右上の更新マークを押してください。更新終了後、市議会、常任委員会、文教福祉、令和3年9月17日の順にお開きください。次に、同期操作をされる方は、会議マークを押して、青色の参加を押してください。

それでは付託案件の審査に入ります。本日の議題は、9月10日に付託された議案審査付託表のとおりです。当委員会の議事の進め方でございますが、まず、提出議案の説明を求め、その後、質疑、討論、採決といたします。質疑の方法は、一問一答制とし、一人の方がすべて終了するまで質疑を続けることとします。質疑漏れ等のないようご注意願うとともに、簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお願いいたします。

執行部においても、明快な答弁をお願いいたします。なお、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することにいたします。各委員におかれましては、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。



議案第69号 旧橋小跡地整備検討委員会設置条例の制定について

○委員長（木村喜一君） まず、議案第69号 旧橋小跡地整備検討委員会設置条例の制定について、議題といたします。執行部より説明を求めます。佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川光君） 改めまして、おはようございます。スポーツ推進課の佐川です。よろしくお願いいたします。なお、説明につきましては着座にて失礼いたします。また、これからの執行部説明につきましても着座にて失礼をさせていただきますこと、ご了承をお願い申し上げます。

それでは、議案第69号につきましてご説明を申し上げます。旧橋小跡地整備検討委員会設置条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由でございますが、旧橋小跡地の整備を検討することに伴い、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関である委員会の設置に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます。

1 ページをお開きいただきまして、内容についてご説明をさせていただきます。まず、第1条の設置についてでございますが、条文を読み上げてまいります。旧橋小跡地の有効的な整備を検討するため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として、旧橋小跡地整備検討委員会を設置するものです。この条例は、平成30年度に閉校となった旧橋小跡地の校舎・幼稚園・プール・グラウンドの有効的な整備を検討していく上での委員会となります。

次に、第2条は『所掌事項』でございます。委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に答申するものとするとなっており、諮問事項としましては、旧橋小跡地整備の検討に関すること。その他必要な事項となっております。

次に、第3条は組織でございます。委員会は、委員10名以内で組織するものとして、市長が委嘱するとしております。

次に、第4条は委員長及び副委員長の設置でございます。委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。2項、委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。3項、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理するものとしております。

次に、第5条は委員の任期でございます。委員の任期は、第2条に規定する市長の諮問に係る答申が終了したときまでとする。第2項、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするとしております。

次に、第6条は会議としまして、委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。第2項、委員会の会議は、委員定数の半数以上の出席をもって成立する。第3項、委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。第4項、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に第3条第2項に規定する委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができるものとしております。

次に、第7条は庶務とし、文化スポーツ振興部スポーツ推進課において処理するものとしております。

次に、第8条はその他とし、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるとしております。

附則の第1項としまして、この条例は、公布の日から施行するものとし、第2項としまして、小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとしております。

具体的な改正案の内容につきましては、3枚目の新旧対照表をご覧ください。別表の左側の改正案にありますように、題名を旧橋小跡地整備検討委員会委員とし、委員の報酬額を日額5,000円として加えるものです。説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

長島委員。

○11番（長島幸男君） この条例案については、私の先般の一般質問でも大筋説明がありましたが、先ほどお話ありましたように今日の新聞に詳細については市からの情報提供なんですかね。書かれております。この委員会については目的ということで第2条に記載されていますが、もうすでに新聞の記事によりますと、跡地の利用ということでスポーツを中心に多世代が集い交流する場というような指針が打ち出されていますが、まずそれについてどのような考えかお伺いをしたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川光君） 長島委員さんのご質問にお答えいたします。第2条の旧橋小跡地の有効な整備の検討に関することについては、市の方では旧橋小跡地利活用方針の中で小川運動公園の補完的な利活用を図り、地域の子どもたちから高齢者まで多世代が集う交流の広場としています。利活用方針の中でも小川運動公園の補完的なものとして活用となるとスポーツを中心とした利活用、あるいは避難所として利活用していくことで考えています。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） 大筋はということで役所の方では思っていると思いますが、最初にこういう形で委員会の会合で話しておかないとなかなか話し合いがまとまらなくなると、聞いた話では小川小学校の跡地利用についても、なんか振り出しに戻ってしまったようなお話聞いているんですね。公民館の件で建ててほしいとか、もう決まっていることが振り出しに戻って、その委員会の会合も一時中断してしまったというようなこと聞いていますので、しっかりとスポーツ推進課中心になってこの委員会まとめるということですが、そこら辺十分に考えてお願いしたいと思います。それと、この新聞によりますと、市は21年度内に整備方針を決めると、そして基本計画も策定すると、22年度には実施計画を策定して、23年度から整備をはじめるとの予定ということで、この委員会についても市長の諮問が終わるまでということですが、これらはいつごろまで期間を要してるのか、すぐ委員会を設定しても月日が

経つのは早いんで、委員会の日程とか考えるとちょっと厳しいじゃないかと思いますが、説明をお願いします。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川光君） 長島委員のご質問にお答えいたします。今年度設置します旧橋小跡地整備検討委員会ですが、年度内に諮問答申までを予定しています。期間的なものも非常に短い期間ではありますが、今後会議を年内に2回、年明け1回の計3回の会議を予定しまして、来年度以降の測量、設計、あるいはその後の整備にできるだけ早い段階でとりかかれるように今年度のうちこの検討委員会を開催して方向性の方を決めていきたいと考えております。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） しっかりとやってほしいと思います。それと関連というか、与沢地区に1週間ぐらい前に回覧が回っていたようで、学校周辺か与沢全地域かわからないですが、北学区の校舎建設中の残土を橋小学校の跡地の方に運ぶと今月末から、それは解体した後の埋め戻しのためにということで、出入り口は学校の正門からということで地区に回覧が回っているということなんですが、それについて担当部署はどこなんですか。説明をお願いしたい。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） ただいまの長島委員のご質問にお答えします。委員おっしゃるとおり、小川北学区の子どもプラン施設の整備に伴いまして発生します公共残土を、今後橋小学校を解体した後、躯体等の解体をしますとどうしても埋め戻す土が必要ということになりますので、この公共残土を流用した形で埋め戻しに使うという計画でございます。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） 以上、わかりました。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 私の方からは、長島委員のご発言に関しまして、わたし旧小川小跡地の委員会の方のメンバーに選出をいただきまして、先日第1回の会議に参加してまいりました。長島委員からもありましたように、やはり委員会のメンバーの方それぞれバックグラウンドというか、いろんな背景のところから選出されたメンバーで会議に望まれたわけですけども、それぞれ長く使ってきた施設でありましたので、それぞれの思いを述べられてどうしても議論が逆行してしまったということもありました。やはり、わたしもその場で発言さ

せていただいたんですが、一番大事なことは公共施設の建築物系個別施設計画の趣旨に乗っ取ってというところをスタートラインにするんだということを、改めて執行部の方から委員の皆さんにスタートの時にスタートラインのクリアのラインの部分をしっかり説明をして情報を共有していただくということから始めないと、本当に数少ない会議の回数の中で議論盛り上げていい形に最終的にもっていくんだという、なかなか限られた時間の中で難しくなってしまうと思いますので、小川の方もそうですけれども、今回立ち上げる橋小の方もぜひスタートラインの情報共有のところをしっかりとクリアにさせていただいて、そこからスタートしていただければ、必ず実りあるいい委員会の結末に至るんじゃないかなと感じておりますので、ぜひ提言というか要望というかお願いしたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 私自身も今朝の新聞を読ませていただきまして、残念だなという思いをいたしました。いま長島委員の方で詳しく聞いてくださったので、私の方からそれほどいうことはないですけれども、ただやはり年度内ということだった3回の会議ということで見ようによってはとりあえず市民の声をきちっと聞いていますよという形になってしまわないのかというのを危惧しています。そのうえで市長が委嘱するというので一応5項目挙げられていますが、それぞれの人数的な配分とか、どのような方ということで、特に関係地区が推薦する者と言っても全地区の方たちが来ていただけるわけではないと思いますし、また関係団体が推薦する者また、市長が必要と認める者ということで、その辺詳細にご説明いただきたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川光君） 植木委員のご質問にお答えいたします。今回の旧橋小跡地整備検討委員会の委員さんですけれども、まず、スポーツ団体関係者は小美玉市スポーツ審議会や小美玉市スポーツ推進委員会という組織がございますのでそちらの方から2名程度お願いしたいと考えております。市議会の方は推薦をお願いいたしまして3名程度お願いしたいと考えております。関係地区が推薦する者といたしましては地元の区長さんを2名程度、関係団体が推薦する者といたしましてはコミュニティの構成の方や地域の方を含めて3名程度お願いしてこの委員会の方を進めていきたいと考えています。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） はい、わかりました。本当に市民の声を吸い上げるという形になっていくのかなと認識いたしました。そのほか市長が必要と認める者という方はメンバーの中に

今回は入っていないということによろしいでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川光君） 市長が必要と認める者というところで、実際に関係団体が推薦する者でコミュニティとか地域の方と申し上げたんですが、構成委員の中で女性を入れたり、お若い方を入れたりということを考えておりますので、地域の方としては女性をお願いしながら、市長が必要と認める者として入っていただくことで考えています。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） はい、わかりました。冒頭にお話しさせていただいたように形だけではなく、有意義なしっかりとした検討委員会の運営をお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○委員長（木村喜一君） 長津委員。

○3番（長津智之君） この橘小跡地と現在ある小川運動公園がございますよね。その距離が近いですが、これ両方運動公園並みにするんでしょうけど、あそこはそうすると2つにしていくという考えでいいですか。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川光君） 長津委員さんのご質問にお答えいたします。建築物系個別計画の中でも小川の運動公園に関しましては、体育館の方が古くなっているということで解体する方向でいるんですけれども、その体育館の機能として橘小の体育館を利用することになっておりまして運動公園が2つになるというよりは1つの運動公園が多少距離がありますけれども離れた形で運営するというか整備管理していくということで考えてございます。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第69号 旧橘小跡地整備検討委員会設置条例の制定について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しまし

た。



議案第71号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について

○委員長（木村喜一君） 続いて、議案第71号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について議題と致します。執行部より説明を求めます。長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） それでは、議案第71号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由につきましては、学校教育施設の整備に要する経費に充てることを目的とした基金を設置するため、この案を提出するものであります。

この基金条例の一部を改正する条例につきましては、議会初日の全員協議会において一部ふれさせていただきましたが、いま一度ご説明いたします。

今般新たに設置する基金の原資、財源につきましては、平成6年度に文科省より補助を受けた、旧橋小学校特別教室棟の財産処分に係る国庫納付分、いわゆる補助金の返還分となります。

補助金を受けて整備した鉄筋コンクリート造の建物は、60年間の処分制限期間がありますが、売却など有償で処分を行う場合には、残年数分の補助金を国庫納付する必要があります。

この有償での処分ですが、旧橋小学校は防衛省の定める騒音区域に位置していることから移転補償の対象となり、校舎等建築物、工作物、立竹木については、7月30日に移転補償契約をしたところであります。

この移転補償費を受けることにより、有償での財産処分と解されることから、国庫納付が必要となります。

ただし、文科省においては、この国庫納付額を地方自治体において基金を造成し、学校の施設整備に充てることにより、国庫納付が不要となることから、新たな基金を設置するため、基金条例の一部改正をお願いするものであります。

それでは、条例の改正内容につきまして、3枚目の新旧対照表をご覧ください。

別表第1積立基金の表中、小美玉市教員教育研修基金の次に、新たに公立学校施設整備費補助金等基金を加えるものでございます。基金の目的は、学校教育施設の整備に必要な資金を確保するため。処分は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てると

き。でございます。

条例改正の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔発言する者なし〕

「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第71号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第2号）

○委員長（木村喜一君） 続いて、議案第72号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第2号）文教福祉常任委員会所管事項について議題と致します。執行部より説明を求めます。太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 議案第72号令和3年度 小美玉市一般会計補正予算（第2号）のうち文教福祉常任委員会所管事項についてご説明申し上げます。説明は、ページに従い、それぞれの所管課による説明とさせていただきます。着座にて失礼いたします。

歳入についてご説明いたします。補正予算書の7ページをお開き願います。16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、7節高齢者福祉費負担金、過年度分ですが、低所得者保険料軽減負担金として50万7,000円の補正増をお願いするものでございます。これは、所得段階第1段階から第3段階までの方の保険料軽減強化のための国庫負担金で、負

担割合は軽減する対象額の2分の1です。充当先は、15ページの2目高齢者福祉費、説明欄12介護保険特別会計繰出金になります。

○委員長（木村喜一君） 関口茂健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口茂君） 続きまして、健康増進課所管についてご説明いたします。その下、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金8,158万5,000円の補正増をお願いするものです。

続きましてその下、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金3,108万2,000円の補正増をお願いするものです。

○委員長（木村喜一君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） その下、一つ飛ばして、7目教育費国庫補助金につきましては中ほど節の欄2節小学校費補助金380万円と、その下3節中学校費補助金200万円のそれぞれ補正増をお願いするものとなりますが、いずれもコロナ感染予防対策として各学校において必要な物品購入を行うための、文科省補助となり学校の児童生徒数に応じて、補助対象経費の限度額が定められ、限度額に対して2分の1の補助割合となっています。具体的に、小学校では羽鳥小、小川南小、玉里学園義務教育学校前期課程がそれぞれ補助対象経費120万円の上限額に対して2分の1の60万円が補助限度額となり、そのほかの小学校は、1校当たり補助対象経費80万円の上限額に対して2分の1の40万円が補助限度額となりますが、野田小については必要な対策物品の要望なしとなったため、この補正には含まれておりません。そして、中学校については美野里中が同じく160万円の2分の1、玉里学園義務教育学校後期課程を含む他の中学校は80万円の2分の1補助といった内容となっております。以上です。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 続きまして17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、9節高齢者福祉費負担金過年度分ですが、こちらも低所得者保険料軽減負担金として25万3,000円の補正増をお願いするものでございます。負担割合は4分の1で、充当先は先程と同様、介護保険特別会計繰出金になります。

○委員長（木村喜一君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 次の表、同じく3項委託金の二つ目、5目教育費委託金中ほど、節の欄1節教育総務費委託金は、64万2,000円の補正減をお願いするものとなりますが、

説明の欄、まず、学びの広場サポートプラン事業委託金79万2,000円の減額は、当該県委託事業が終了となったため、当初予算で計上していた額の全額を減額するものとなります。

次のオリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金15万円の増額は、県の当該委託事業に当たり、納場小学校が事業採択を受けたことによるものとなり、パラリンピック出場経験者による講演会開催を予定するといった事業委託金となります。以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 次に20款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金でございますが、1,912万8,000円の補正増をお願いするものでございます。これは令和2年度介護保険特別会計の実績による過年度精算分です。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 8ページをお開き願います。20款繰入金、2項基金繰入金1目基金繰入金、1節基金繰入金ですが、説明欄の地区集会施設維持管理基金繰入金398万7,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、歳出の社会教育総務事務費に充当いたします、百里基地周辺26地区の各区公民館整備費補助金への繰入金でございます。今回の補正は前原区と与沢区と下吉影本田区の公民館の修繕費となります。

○委員長（木村喜一君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） その下、ひとつ飛ばして、情報教育支援基金繰入金440万円の減額は、学校の1人1台タブレット端末に関する保守管理委託料が減額することとなったため、財源としている当該繰入金を減額するものとなっております。以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 続きまして、22款諸収入、5項雑入、5目雑入、説明欄、建物等移転補償料でございますが、こちらも議会初日の全員協議会にてご説明いたしました、防衛省による旧橋小学校等の移転措置事業に伴います、移転補償額7億9,248万6,070円から、当初予算1億8,233万円を差し引いた6億1,015万6,000円の補正増をお願いするものでございます。

○委員長（木村喜一君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 続きまして、医療保険課所管の歳入についてご説明いたします。おなじく8ページの22款諸収入、5項、5目、3節雑入の説明欄の直診勘定剰余金797万2,000円の補正増でございますが、白河診療所が令和2年度末で閉鎖されたことに伴いま

して、例年であれば国民健康保険特別会計診療施設勘定白河診療所の前年度繰越金で処理しておりましたものを一般会計の雑入にてお願いをするものでございます。

次の説明欄、下段の後期高齢者医療療養給付費負担金返還金2,588万1,000円の補正増でございますが、令和2年度に概算額として後期高齢者広域連合に納付済みの療養給付費負担金の精算返還分につきまして、雑入にてお願いをするものでございます。医療保険課所管の歳入の補正につきましては、以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 関口茂健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口茂君） 3節雑入欄の一番下その他45万5,000円補正増です。内容としまして、新型コロナウイルスワクチン接種費市外在住者接種請求費用分でございます。以上で、一般会計補正予算歳入についての説明を終わります。

○委員長（木村喜一君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 続きまして、文教福祉常任委員会所管の歳出についてご説明をさせていただきます。なお、職員給与費の部分につきましては、人事課所管のため、ご説明を省略させていただきます。また、以降、各担当での説明におきましても、同様に省略をさせていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願いを申し上げます。

14ページをお開き願います。最初に医療保険課所管の歳出についてご説明いたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の説明欄5の国民健康保険特別会計繰出金5,807万6,000円の補正減でございますが、国民健康保険特別会計におきまして、繰越金の増額に伴い、一般会計繰入金の減額を予定しておりますため一般会計からの繰出金の減額をお願いするものでございます。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 続きまして、15ページをお願いいたします。2目高齢者福祉費でございますが、説明欄12介護保険特別会計繰出金になります。27万4,000円の補正減をお願いするものです。

○委員長（木村喜一君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 続きまして、医療保険課所管の歳出についてご説明いたします。同じく15ページの3款、1項、5目老人医療給付費の説明欄1の後期高齢者医療制度経費の後期高齢者医療保険特別会計繰出金7万6,000円の補正減でございますが、後期高齢者医療保険特別会計におきまして、人件費の減額に伴い、一般会計繰入金の事務費繰入金の減額を予定しておりますため、一般会計からの繰出金の減額をお願いするものでございます。

続きまして、17ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の説明欄4の小美玉市医療センター経営改革事業の地域医療存続交付金2,026万円の補正減でございますが、新病院建設工事の完了によりまして、整備費が確定し、支払いが完了しましたことから、当初予算額の1億5,000万円より減額をお願いするものでございます。

続きまして、同じく説明欄5の旧白河診療所施設管理費の消防設備保守点検委託料3万1,000円の補正増でございますが、既に白河診療所は閉鎖となっておりますが、医療機器等が未廃棄のため、施設警備委託を継続しており、電気を使用できる状態となっております。電気を使用できる状態の場合漏電等の可能性もあり消防法上、倉庫として見なされ、消防設備保守点検が義務付けられておりますことから増額をお願いするものでございます。

医療保険課所管の歳出の補正につきましては以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 関口茂健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口茂君） 18ページ中段からとなります。2目予防費、3新型コロナウイルスワクチン接種事業9,363万2,000円の補正増をお願いするものです。7節報償費、保健事業報償費960万6,000円補正減。こちらにつきましては、ワクチン接種事業前倒しによる医師看護師報償費の減額でございます。10節需用費74万1,000円の補正増は燃料費22万5,000円の補正増、公用車ガソリン代となります。印刷製本費9万7,000円の補正増は名入り封筒代となります。修繕料41万9,000円の補正増は電話回線及びLAN回線修繕。11節役務費418万4,000円の補正増は通信運搬費、通知書発送郵便料でございます。12節委託料9,586万2,000円の補正増はコールセンター運営委託料1,850万8,000円の補正増。10月～3月までのシステム委託でございます。接種委託料7,060万2,000円の補正増は集団接種、個別接種委託料でございます。予防接種会場運営職員派遣委託料675万2,000円の補正増は10月～3月までの集団接種会場運営派遣20名分でございます。13節使用料及び賃借料245万1,000円の補正増は複写機使用料6万円の補正増。10月～3月分でございます。備品借上料239万1,000円の補正増は接種会場パーティション借上げでございます。

続きまして、19ページ上段4目健康増進施設管理運営費、1健康増進施設管理運営費347万円の補正増をお願いしております。10節需要費、修繕料は四季健康館トイレ呼出表示装置電源部修繕外3件155万5,400円、玉里保健福祉センター空調機室外機修繕94万6,000円、小美玉温泉ことぶき機械室排水管修繕外1件86万200円、公用車エアコン修繕10万8,000円でございます。

○委員長（木村喜一君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 続いて、ページは、飛びまして、26ページをお願いします。

ページの最後、ここからは、10款教育費の補正となります。1項教育総務費、2目事務局費、次のページ、中段付近からとなります。説明の欄4学務一般事務費でございます。405万円の補正増をお願いするものとなりますが、18負担金補助及び交付金の中学校各種負担金での計上は、昨年度、中学校1年生のスキー教室が、コロナ禍で実施できなかったため、今年、中学2年となった当該生徒のスキー教室を実現いたしたく、この予算を計上するものであります。引続き、コロナ感染拡大が心配される場所ですが、今年度は、中学校1年生と2年生がスキー教室を実施することでの計画といたしたく、お願いするものでございます。以上です。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 次の説明欄、事業5施設一般事務費につきましては、5万1,000円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、12節委託料、校章デザイン補正及びデータ作成業務委託料について、小川北義務教育学校の今後選定されます校章デザインの補正、データ化をするための計上となっております。

○委員長（木村喜一君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 続いて、同じく、3目教育指導費は、64万4,000円の減額をお願いするものとなります。説明の欄6学びの広場サポートプラン事業79万4,000円の減額は、次のページに続きますが、歳入でも触れたとおり、県の委託事業としていた当該事業が終了となったことで、当初予算での計上となっていた額を減額するものでございます。

28ページをお願いします。説明の欄8オリンピック・パラリンピック教育推進事業15万円の増額は、こちらも歳入で触れたとおり、県の委託事業でございます。納場小学校において、パラリンピック出場経験者による講演会を予定し、この開催に必要な予算として、講師謝金及び消耗品費の計上をいたしております。

次の表、続いて、2項小学校費、1目学校管理費は、888万5,000円の増額をお願いするものでございます。説明の欄1小学校運営経費198万2,000円の減額は、本年度から堅倉小学校の遠距離通学支援として民間路線バスの通学定期代相当の支援を行っておりますが、2学期から一部の路線が市のコミュニティバスになったことで、この部分の民間路線バス定期代の支援負担がなくなったための減額となります。以上です。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 次の説明欄、事業2小学校施設管理費につきましては、656万

7,000円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、10節需用費修繕料につきまして、前年度における各小学校施設の修繕実績相当額とした上で、405万2,000円を補正増額するものであります。

次の14節工事請負費、校舎改修工事の251万5,000の増額については、3件の工事に関するものとなり、その内訳は、堅倉小学校浄化槽スクリーン工事 53万9,000円、納場小学校・堅倉小学校屋内消火栓更新工事32万5,160円、羽鳥小学校ブランコ改修工事165万円の見積、積算による計上となっております。

○委員長（木村喜一君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 次の3小学校情報教育関係経費330万円の減額につきまして、歳入の補正でも触れておりますが、1人1台のタブレット端末保守管理委託料につきまして、1学期の間は、タブレット納入業者が無償で対応をいただいたためであります。

次の4保健衛生管理費は、760万円の増額をお願いするものでございます。こちらも、歳入で触れておりますが、文科省の学校保健特別対策事業費補助を活用し、各学校に予算配分を行った上で、学校では、必要な感染対策物品の購入を行うための予算計上でございます。なお、予算計上にあたっては、あらかじめ、各学校に必要物品の要望調査を行った上でのもとなっておりますが、歳入でも説明をしたとおり、野田小学校は、必要物品なしとの回答となっております。また、この事業費補助は、昨年度も額は、違いますが、同様に行っております。以上です。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 続きまして、3目学校建設費、説明欄事業1小学校建設事業の財源内訳補正につきましては、旧橋小学校等解体工事の財源として、先ほど歳入で説明いたしました、建物等移転補償料から、2,000万円を増額充当し、一般財源2,000万円を補正減するものでございます。

○委員長（木村喜一君） 片岡学校教育課長

○学校教育課長（片岡理一君） 続いて、29ページ、3項中学校費をお願いします。1目学校管理費は、1,266万3,000円の補正増をお願いするものとなります。説明の欄1中学校運営経費15万円の減額は、小川南小と小川南中の学校運営協議会を合同で実施することとしたため、当初予算では、2校分の委員報酬を計上していましたが、1校分の委員報酬に減額するものでございます。以上です。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 次の説明欄、事業2中学校施設管理費につきましては、991万3,000円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、10節需用費修繕料につきまして、先ほどの小学校施設管理費と同じように、前年度における中学校施設の修繕実績を踏まえた相当額、213万8,000円を補正増額するものであります。

次の14節工事請負費、校舎改修工事の777万5,000円の増額につきましては、その内訳として、美野里中学校浄化槽改修161万2,600円、美野里中学校防球ネット改修110万円、美野里中学校渡り廊下解体41万8,000円、美野里中学校コンセント工事58万5,200円、同じく美野里中学校1年教室棟照明器具改修272万8000円、小川南中学校体育館ネット改修133万1,000円となっております。

○委員長（木村喜一君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） その下、3中学校情報教育関係経費は、110万円の減額となります。小学校費でも触れたとおり、1人1台のタブレット端末保守管理に関する委託料の減額となっております。

次の4保健衛生管理費でございます。400万円の補正増をお願いするものでございますが、こちらも小学校費で触れたとおり、文科省補助を活用した学校における感染対策となり、各学校に一定の予算配分を行い、学校では、必要な感染対策物品等を購入できるようにするためのものとなります。私の説明は、以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 続きまして30ページ、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、説明欄事業3幼稚園施設管理費につきましては、82万8,000円の補正増となります。内容につきましては、10節需用費、修繕料について、先に説明をいたしました、小学校及び中学校施設管理費と同じように、前年度の幼稚園施設の修繕実績を踏まえた相当額として、増額をお願いするものであります。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 続きまして、同じく5項社会教育費、1目社会教育総務費31ページをお開き願います。説明欄2社会教育総務事務費につきまして1,104万3,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、18節負担金補助及び交付金、各区公民館整備費補助金1,104万3,000円の増額、前原区他7区の公民館の改修に伴う補助金となります。

続きまして、同じく説明欄5成人式典事業費につきまして、32万2,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては12節委託料、ダイジェスト動画制作委託料23万1,000円

の増額、本年度の成人式典につきましても、コロナウイルス対策としまして、前年度同様、中学校区に分け、午前・午後の2部制での実施を予定しております。前回の成人式典でも実施しました、ユーチューブによる動画配信にて、式典に参加出来なかった方々にも閲覧出来る為の撮影・編集業務の委託料です。コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。同じく18節負担金補助及び交付金 成人式実行委員会補助金9万1,000円の増額、通年ですと式典の様子を終盤に放映するスライドショーも1回ですが、2部制にすることによりスライドショーも2回になるための増額となります。

続きまして、同じく2目公民館費、説明欄4美野里公民館施設維持管理費につきまして、132万円の補正増をお願いするものです。内容としましては10節需用費、修繕料としまして33万円の増額、美野里公民館の特殊建築物定期調査において、大会議室の排煙窓4カ所のうち2カ所が現在開閉出来ず、火災時等に支障をきたす恐れがあるための修繕です。11節役務費、手数料としまして19万8,000円の増額、美野里公民館内の変圧器6台分のPCB検査の手数料です。人体に害を及ぼす恐れがある分質のための調査費用です。12節委託料、外壁調査委託料79万2,000円の増額、特殊建築物定期調査において、外壁の一部に破損が見られ、安全性が保たれていないとの報告を受けたための外壁調査の委託料です。

同じく説明欄8農村環境改善センター施設維持管理費につきまして6万6,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、11節 役務費 手数料としまして6万6,000円の増額、農村環境改善センター 内の変圧器2台分 のPCB検査の手数料です。

続きまして同じく4目やすらぎの里運営費、説明欄2やすらぎの里施設維持管理費につきまして、91万3,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、10節需用費、修繕料としまして、消防用設備点検において、事務棟及び学芸棟4棟に設置しております消防機器が故障しており、火災発生時における事務棟との通信が遮断されていることから、消防機器の修繕の補正をお願いするものです。

以上で生涯学習課所管の補正予算についての説明を終わります。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川光君） 続きまして、スポーツ推進課所管の歳出について説明させていただきます。31 ページをお開き願います。同じく6項保健体育費、1目保健体育総務費に510万3,000円の補正減をお願いするものでございます。こちらは、人件費を含んでいるため補正減となっております。32ページをお願いいたします。内容につきましては、説明欄2中段にございます、保健体育事務費でございます。1節報酬、旧橘小跡地整備検討委

員会報酬として15万円の増額をお願いするものでございます。こちらは、今回の議会定例会に議案として提出している、旧橋小学校の跡地利用の整備方針を検討するため旧橋小跡地整備検討委員会を設置し、条例化することによる検討委員会の委員報酬となります。同じく、説明欄3 体育活動経費でございます。7節報償費15万6,000円の減額をお願いするものでございます。スポーツ教室等講師謝金5万6,000円の減額、体育行事表彰参加賞10万円の減額となっております。どちらも、新型コロナウイルス感染症の影響で予定しておりました体育行事の中止に伴い減額をするものでございます。次に、2目体育施設費に598万4,000円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、説明欄1 小川運動公園施設維持管理費でございます。12節委託料、旧橋小跡地整備検討基本計画設計業務委託料として598万4,000円の増額、こちらは、旧橋小跡地の整備を検討するための調査委託料となります。スポーツ推進課所管の歳出予算の説明につきましては、以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 続きまして33ページ、13款諸支出金、1項基金費、21目公立学校施設整備費補助金等基金費につきまして1,674万円の補正増をお願いするものであります。この基金費につきましては、先ほど、議案第71号小美玉市基金条例の一部を改正する条例についてで説明をいたしました、旧橋小学校特別教室棟の財産処分に係る国庫納付分となりますが、基金を造成することにより、国庫納付が不要となることから、新たな基金として造成するものでございます。

以上で、議案第72号 令和3年度 小美玉市一般会計補正予算（第2号）のうち、文教福祉常任委員会所管の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。ここで暫時休憩といたします。11時15分まで休憩といたします。

（休憩） 午前11時06分

（再開） 午前11時15分

○委員長（木村喜一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。香取委員。

○2番（香取憲一君） 私の方からでございまして、18ページの新型ウイルスワクチン接種事業の9,363万2,000円についてなんです、この新型コロナウイルスについて2つお聞きし

たいので一点ずつききたいと思います。1点目は、大変基本的なことでお聞きして申し訳ないんですが、どうして確認したいと思ひまして質問させていただきます。財源についてが新型コロナウイルスの国からのお金を財源とするとありますが、9,363万2,000円についてはその下にいろいろ説明していただいた明細が、これが必要なものでこれだけかかりますのでその総額がこれなので国に対して認めてください。という形で理解してよろしいのでしょうか。まずそれについて1点お願いしたいんですけども。

○委員長（木村喜一君） 関口茂健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口茂君） ただ今のご質問についてお答えします。香取委員の言われたとおり、総額を要求しているという考えでお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 国からこれだけ枠がきたのでということなのかなと、基本的なことがわからなかったので、総額を要求してということで理解いたしました。2点目ですが同じ接種事業の件ですけれども、7報償費の保健事業報償費が、接種が早く終わったので960万6,000円が減額補正したんだと、そのあと12委託料の接種委託料のところでは7,060万2,000円が計上されているということで、報償費と接種委託料のところは理解の不足をしまして、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

○委員長（木村喜一君） 関口茂健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口茂君） ただ今のご質問ですけれども、私の方で説明が不足していました、申し訳ございませんでした。報償費につきましては、医師会を通じまして医師、看護師の派遣をお願いした分が対象となります。次の委託料につきましては、個人医、市内のクリニック、医院、病院の方から派遣されている医師、看護師の分をこちらで支払っております。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） それでは、31ページ社会教育総務事務費の負担金補助金及び交付金ということで、1,104万3,000円の説明があったんですが、整備費ということで前原区ほかということだったんですが、もう少し詳細について聞きたいんですが。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 長島委員のご質問にお答えいたします。今回各区公民館整備費補助金ということで、前原区ほか7地区と申し上げましたが、内訳といたしましては基地周辺26地区内で前原区、与沢区、下吉影本田区の3区、そのほか26地区以外としまして高

場区、第3東宝区、羽刈区、新田木谷区、隠谷区、合計8か所となりまして、いずれも改修の補助金としております。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） これについては、少し待って補助金が出てからということではなくて、早急に工事をやらなければならないという場合には、以前私の地区では立て替えてほしいと、補正がとおるまで立て替えてほしいと何件かあったんだよね。数年前にはこれはほかの地区ですけれども窓ガラスを割られたということで、1万円ぐらいの金額だったんですが、これについても立て替えてほしいというお話があったようですが、前も話したんですが予備費というのは、そういういま細かくは聞いていないですが26地区のうち何か所かあったということで、小さいものについてはという予備費というのはとってないですかね。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 長島委員おっしゃるとおり予備費の方はとっておりませんので、当初予算で前年度要望があった地区からの当初予算は計上しておりますが、その後新年度に入りまして、各区からの申請書が上がってきしだい6月とか9月に補正している状況です。その余裕というか、お金はない状態となっております。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） そうしますと、早急に工事をやらなければならないという場合は各地区に立て替えていただいて、それから補正予算がとおった後その地区に支払うということになっていくということでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 長島委員おっしゃるとおり、そのような今のところシステムになっております。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） まず、16ページですけれども、児童福祉事務に要する職員給与費ということで、人数とその仕事の内容についてご説明いただきたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 大山子ども課長。

○子ども課長（大山伸一君） 植木委員のご質問にお答えいたします。児童福祉事務に要します職員関係ですけれども、児童家庭相談員3名と母子自立支援員2名の給与関係になります。計5名となります。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 必要性が生じてこの分人数的に増えたというよりは業務的増えたという形でよろしいでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 大山子ども課長。

○子ども課長（大山伸一君） 人員的には、今年度母子自立支援員1名が増加しております。そういった5名体制となったところで補正の増となっているところでございます。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 今大変こういった問題というのは専門の方たちが必要になってきますので、その辺が確認できましたのでしっかりと対応して行っていただきたいと思います。

続きまして28ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業として県の委託事業ということで、納場小のほうで経験者の方の講演という形を実施ということなのですが、詳細についてご説明いただきたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 片岡教育指導課長。

○教育指導課長（片岡理一君） 植木委員のご質問にお答えいたします。オリンピック・パラリンピック教育推進事業でございますが、今回県からの事業採択の意向について、各学校に意向確認したところ納場小学校が手を挙げたという形になっております。実際にパラリンピック経験者を講師としまして講演会を予定しておりますが、現状コロナ禍において講演会の実施方法につきましては、オンラインでの講演会の実施も含めて、実施方法の検討を行っていきます。なお、実施時期につきましては、本補正予算をお認めいただいた後、10月ごろを開催予定としまして今後進めていきたいと思っております。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） はい、わかりました。パラリンピック等の出場の方のお話を聞く機会というのは大変貴重な経験だと思いますが、まだまだ小美玉市の感染なども増えておりますので、注意、対策を施しながら実施していただければと思います。

続きまして31ページの美野里公民館施設維持管理費について確認をさせていただきます。定期調査により外壁に対して安全性が保たれないということなのですが、今使用できない期間ではあります。美野里公民館事態、結構おとなから子どもまで利用者が大変多いなか、安全性が保たれないという結果が出てしまっている状況のなかでの、安全対策を施した運営というのが、これからですよね、この予算がとおってから外壁調査が入るわけですから、それから対応するということですが、それまでの期間に何か、公民館を使うようになったときに何かあったときって大変問題だと思いますので、その辺の安全対策についてどのように考え

ているのか、お示しいただければと思います。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 植木委員のご質問にお答えいたします。前年度の特殊建築物定期調査において、この外壁の指摘があり、今回補正をお願いするものでありますが、全体的にそういう箇所が見受けられるということですので、今回足場等を組んで打診及び赤外線調査というのを施す予定でございます。現在、外壁が落ちてきたとかそういう事例はございませんので、現在のところは安全かなとは思ってはおります。とりあえず囲いをしたりとかそういうことは現在しておりません。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） はい、わかっちゃいけないと思いますが、これから、台風の季節とかなったときにどのような影響が出るのかというのが、その辺判断が出来ない部分だと思いますので、その辺きちんとした対応というのをお願いしたいと思います。強く要望いたします。

○委員長（木村喜一君） 小川委員。

○14番（小川賢治君） 17ページの小美玉市医療センター経営改革事業2,026万円の減ということで、地域医療存続交付金ということで、もう1回ちょっと詳しく説明お願いしたいんですが、すみません。

○委員長（木村喜一君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） それでは、ただいまの小川委員のご質問にお答えいたします。詳しい金額でございますが、建設費の総額が25億9,498万5,207円ということで、その半額となります12億9,749万2,604円が10年間に渡り交付する額と決定しました。令和2年度の交付額でございますが、今年度へ繰り越しをさせていただきました、1億2,983万2,604円となり、そして、令和3年度から令和11年度までの9年間は同額となりまして1億2,974万円を交付見込となっております。

○委員長（木村喜一君） 小川委員。

○14番（小川賢治君） 今年度の整備完了の差額ということですか。

○委員長（木村喜一君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 小川委員のおっしゃるとおりでございます。令和3年度は1億5,000万円の予算を計上しておりましたので、差額分の減額をお願いさせていただいた次第でございます。

○委員長（木村喜一君） 長津副委員長。

○3番（長津智之君） 18ページの新型コロナウイルスワクチンのパートタイム任用職員の人数と子育て世代包括支援センターのパートタイム任用職員の数をお願いします。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口茂君） コールセンター運営を含めた人数でございますが、5名の対応でやっています。

○委員長（木村喜一君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 続きまして、子育て世代包括支援センターに要します職員給与でパートタイム会計年度任用職員でございますが、助産師1名でございます。

○委員長（木村喜一君） 長津委員。

○3番（長津智之君） 次に、33ページ公立施設整備基金ですけど、中身はいろいろ説明ありましたのでわかりましたが、建物とそれから土地も含まれてますか。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 今回防衛省と契約をさせていただきました移転措置事業に伴います、建物等移転補償の契約につきましては土地の方は含んでおりません。建築物、工作物、立竹木の移転補償料ということで契約をしております。

○委員長（木村喜一君） 長津委員。

○3番（長津智之君） すごい交渉。大変ご苦労様ございました。その下のコロナウイルス感染症対策基金ですけど40万円その他のなんですけども、これはどのようなあれですか、お聞きします。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口茂君） こちらの基金積立ですけども、40万円横浜ゴムからのものがございます。会社から20万円、職員組合から20万円ということで40万円でございます。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第72号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第2号）について採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第73号 令和3年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（木村喜一君） 続いて、議案第73号 令和3年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。執行部より説明を求めます。重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 議案第73号 令和2年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。1枚目をお開き願います。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,423万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億3,115万円とするものでございます。

それでは、4ページをお開き願います。まず、歳入の補正についてご説明いたします。7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金及び6節その他一般会計繰入金5,807万6,000円の補正減でございますが、これは、人事異動に伴う人件費の減額と、前年度繰越金の確定分より、減額をお願いするものでございます。次に8款、1項、1目繰越金、7,231万5,000円の補正増でございますが、国民健康保険特別会計の前年度繰越金の確定に伴い、増額をお願いするものでございます。6ページをお開き願います。続きまして、歳出の補正についてご説明いたします。2款保険給付費、5項葬祭諸費、1目葬祭費50万円の補正増でございますが、今年度80件で予算を計上しておりましたが、昨年度の実績が82件であったため、10件分の増額をお願いするものでございます。

続きまして、3款国民健康保険事業費給付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分4,489万5,000円の補正減、次の3款、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分719万5,000円の補正増、そして、7ページに移らせていただきまして、3款、3項、1目介護納付金分253万2,000円の補正減の、以上3つにつきましては、概算で予算を計上しておりましたが、県より決定額が示されたことによりまして、それぞれ補正をお願いするものでございます。

7 款、1 項基金積立金、1 目支払準備基金積立金、5,300 万 8,000 円の補正増でございますが、繰越金の確定に伴いまして、国民健康保険支払準備基金積立金の増額をお願いするものでございます。

8 ページをお開き願います。9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金 26 万 8,000 円の補正増でございますが、今年度の歳出見込により、不足分の増額をお願いするものでございます。

次の、9 款、1 項、5 目保険給付費等交付金償還金 80 万 6,000 円の補正増でございますが、これは償還金の額が確定したことによりまして、増額をお願いするものでございます。

以上で、令和 3 年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。
ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。
討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。
議案第 73 号 令和 3 年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第74号 令和3年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（木村喜一君） 続いて、議案第74号 令和3年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。執行部より説明を求めます。

重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 議案第74号 令和3年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1枚目をお開き願います。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ314万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億1,795万5,000円とするものでございます。

それでは、3ページをお開き願います。まず、歳入の補正についてご説明いたします。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金7万6,000円の補正減でございますが、これは、歳出の人件費の減額に伴いまして、事務費繰入金の減額をお願いするものでございます。

次に4款、1項、1目繰越金321万8,000円の補正増でございますが、前年度繰越金の確定によりまして、増額をお願いするものでございます。4ページをお開き願います。

続きまして、歳出の補正についてご説明いたします。2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金321万8,000円の補正増につきましては、繰越金を増額した分につきまして、増額をお願いするものでございます。

以上で、議案第74号、後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 4ページの後期高齢者医療広域連合納付金については、繰越金の額に連動するというので理解してよろしいでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） ただ今の香取委員のご質問にお答えいたします。こちらの納付金につきましては、例年ですと年度末に額が確定するわけでございますが、昨年度も3月補正で増額をお願いした経緯もございまして、今回の繰越金の増額分を充てさせていただいた次第であります。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第74号 令和3年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第78号 令和3年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（木村喜一君） 続いて、議案第78号 令和3年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。執行部より説明を求めます。

太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 議案第78号 令和3年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

1枚目をお開き願います。歳入歳出予算の補正、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,099万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,873万7,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ149万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ810万6,000円とするものでございます。

5ページをお開き下さい。歳入についてご説明いたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分ですが171万1,000円の補正増をお願いするも

のでございます。これは令和3年4月より基本報酬の見直しがあり、地域密着型介護予防サービス給付費負担金と高額医療合算介護サービス費の見込額の増加による補正増でございます。

同じく、2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度分ですが42万7,000円の補正増をお願いいたします。前項と同じ介護給付費見込額の増加によるものです。

その下、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分でございますが11万1,000円の補正減をお願いするものでございます。これは人件費の減額によるものでございます。

その下、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節現年度分でございますが、こちらは令和3年度人事異動による人件費の減額97万7千円と、地域包括支援センターのシステム更新による増額44万9,000円に伴い、52万8,000円の補正減をお願いするものです。

続きまして4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分ですが介護給付費見込額増加による231万円の補正増をお願いいたします。同じく2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分ですが、人件費の減額に伴い14万8,000円の補正減をお願いいたします。

その下5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分でございますが、106万9,000円の補正増をお願いするものです。こちらは介護給付費見込額増加によるものです。

同じく2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分でございますが、6万9,000円の補正減をお願いするものでございます。こちら人も人事異動に伴い減額するものでございます。その下2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節現年度分ですが、こちらは人件費の減額48万8,000円と地域包括支援センターのシステム更新の増額22万5,000円に伴い、26万3,000円の補正減をお願いするものです。

次に7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分ですが、こちらも介護給付費の増額に伴う、106万9,000円の補正増をお願いいたします。

6ページをお開き願います。同じく2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、1節現年度分で6万9,000円の補正減をお願いいたします。人件費の減額によるものです。

その下、同じく 2 節過年度分は25万3,000円の増額をお願いいたします。こちらは令和 2 年度の実績による過年度精算分です。

次に、3 目地域支援事業繰入金（介護予防。日常生活支援総合事業以外）、1 節現年度分ですが26万3,000円の補正減をお願いいたします。人件費の減額とシステム改修の増額による補正減となっております。

その下、同じく 4 目低所得者保険料軽減繰入金、2 節過年度分ですが、101万4,000円の補正増をお願いいたします。過年度繰入金の精算による補正増となっております。

同じく、5 目その他一般会計繰入金、1 節事務費繰入金ですが227万8,000円の補正減をお願いいたします。こちらは人件費の減額によるものです。

その下、8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金ですが1 億686万6,000円の補正増をお願いいたします。令和 2 年度の決算に伴う繰越金となります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。7 ページをご覧ください。下の表の 2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等諸費、説明欄 1 介護予防サービス経費ですが、令和 3 年 4 月からの基本報酬の見直しによる、地域密着型介護予防サービス給付費負担金の増額見込みによる457万8,000円の補正増をお願いいたします。

8 ページをお開き願います。7 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費、説明欄 1 高額医療合算介護サービス経費について397万9,000円の補正増をお願いいたします。申請件数の増加及び支給額の増額によるものです。

9 ページをお願いいたします。3 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費、説明欄 2 包括的支援事業運営費ですが116万6,000円の補正増をお願いいたします。今年度は地域包括支援センターのシステム更新時期となっておりますが、データ異動が想定されることから抽出作業にかかる委託料の増額です。

その下、4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、説明欄 1 基金積立費ですが、介護給付費準備基金積立金といたしまして1,561万2,000円の補正増をお願いするものでございます。

次のページ10ページをお開きください。5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、説明欄 1 償還金支払事業でございますが、国県補助等返納金として7,191万5,000円の補正増をお願いするものでございます。

その下 2 項繰出金、1 目他会計繰出金、説明欄 1 他会計繰出金でございますが、令和 2 年度実績による精算分として、一般会計への繰出金1,912万8,000円の補正増をお願いするも

のでございます。

続きまして介護サービス事業勘定についてご説明いたします。18ページにてご説明いたします。

歳入についてでございます。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金でございますが、令和2年度決算に伴う繰越金として、149万5,000円の補正増をお願いするものでございます。

次に歳出でございます。1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費、説明欄1介護予防支援事業費ですが、12節委託料において介護予防プラン作成委託料142万7,000円、17節備品購入費で、支援経過記録を施錠可能な書庫に整理収納するためのスチール棚の購入費として、6万8,000円の補正増をお願いするものです。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これにより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

香取委員。

○2番（香取憲一君） 繰越金の方が確定して1億1,686万6,000円と先ほど説明を受けました。決算委員会でも質疑させていただいたんですが1億1,200万円が形的に不用額として計上されて、繰越金のほとんどが不用額を繰り越されているという状態だと理解をしました。不用額として繰り越すという形になっていて、非常に介護の分野が介護保険料率を、介護保険計画のなかで、主として介護保険料率を決める非常に大きな仕事になかなか見通しと流動的であるということは理解できるんですけども、実際に不用額が1億以上出ているという中で介護保険料率を数年の中で決めていくなかで、現状として介護保険料がアップされているという状況にどういう過程で介護保険料アップまでつながってしまっているのか、どうしても理解できなくて、市民の皆さんに説明するにも現状の不用額1億1,200万円という額のずれ込んだ額というのが介護保険料の決定に至るまでのプロセスがどうしてもわかりづらいという思いでおります。この質問非常に煩雑な部分が出てくると思いますので、もしこの場でお答えいただけない場合は、後で詳しく教えていただければと思います。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 香取委員のご質問にお答えいたします。8期の介護保険を定めるにあたって、8期と申しますのは令和3年、4年、5年という3年間でございますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、通所系のサービスが大部落

ち込んでおりましたが、高齢者はご存じのように増えてまいりますし、介護サービスの量も増えてまいります。その3年後の状況も見据えたうえで介護保険料を定めておりますが、同額で計算しました場合、3年後は月当たり1,000円以上ご負担をいただかなければ、小美玉市の介護保険制度は支えられないといった算定が出てまいりました。たしかに不用額もございましたし、繰越金も1億円という額でございましたが、その3年後の計算で市民の皆様に3年後1,000円上がりますというご負担はできないというところもございまして、最終的な判断をいたしまして月当たり100円のご負担をいただくというような結論になった次第でございます。こちら計算等はなかなか複雑なものでございますので、市民の皆様にはですね、ご協力いただいているところですので、わかりやすい説明ができるように努めてまいります。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 了解しました。私もまた継続してちゃんといろいろ勉強しながら、少しでも市民の皆様に関わりやすい説明ができるように頑張りますので、わからないこと等また出てくる場合にはよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 事業勘定の部分で確認をさせていただきたいと思います。18ページ介護予防プラン作成委託料ということで今回増額ということですが、増額って大体何人分とか、何回分ぐらいになるのか教えてください。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） すみません。すぐに回答できませんので、お調べして回答いたします。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） はい、わかりました。ある程度の内容を予測してこのような形で補正が入ってきていると思いますので、後ほど詳しくお願ひしたいと思います。まず、この介護保険料が先ほど課長からあったように増額、当然高齢化の進む中増えていくのは仕方のないことかとは思いますが、予防についても力を入れて行くことによって、この介護保険料というのも多少は防御になると思いますのでその辺も含めて事業進めて行っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。これは要望になります。以上です。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 申し訳ございません。わかりました。何件分と申しますのは290件分でございます。単価が1件にあたりまして4,390円、そのほか新規加算ですとか

委託連携加算等がございまして、それが15万5,000円になりまして総額142万7,000円の計上をさせていただいております。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第78号 令和3年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（木村喜一君） ここで暫時休憩といたします。午後1時30分まで休憩といたします。

（休憩）午後12時09分

（再開）午後1時27分



議案第91号 工事請負契約の締結について

○委員長（木村喜一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。議案第91号工事請負契約の締結について議題といたします。執行部より説明を求めます。長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） それでは、議案第91号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本議案は、旧橘小学校等解体工事に関する工事請負契約について、地方自治法第96条第1

項第5号及び小美玉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、7月29日に入札の公告をし、約1か月の公告期間を経て、8月20日に開札、資格審査委員会による落札候補者に対する審査を行った上で、8月23日に仮契約を締結しているところでございます。本契約につきましては、議会の議決を経た上での締結となるため、今回議案の上程をするものでございます。

議案書1の契約の目的は、旧橋小学校等解体工事。2の契約金額は、消費税を含め、1億6,962万円となり、3の契約の相手方については、小美玉市野田183番地、株式会社沼田機業、代表取締役沼田直となります。4の契約の方法は、一般競争入札です。

次に2枚目をご覧ください。工事名は、旧橋小学校等解体工事。工事内容につきましては、解体工事一式として、旧校舎及び附属建物14棟、旧園舎及び附属建物2棟、プール・遊具等の工作物及び立竹木となります。工期は、議会議決日の翌日から令和4年2月28日までを予定し、工事期間は約5か月間となります。開札執行日は8月20日で、入札参加業者は、1株式会社沼田機業、2株式会社本田工業、3株式会社植田建設工業、4株式会社内藤工務店の計4社でございました。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。これにより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。長島委員。

○11番（長島幸男君） この契約に直接関係するわけではないですが、私の方で一般質問で小学校の玄関の前にある記念碑とかそのほか石碑とか、保存をお願いしたいとお話ししましたが、時間の関係上もう少し質問というかあったんですが、小学校に行ってみたら玄関の右側に1メートルちょっとの大きさの水墨画がある。その奥にもあるようなので、そういうものは小学校の移転の時には整理はしなかったかな。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） ただいまの長島委員の質問ですけれども、まず小学校の校舎前にあります石碑等の扱いにつきましては、体育館の敷地の空いているところ1か所に集約して移転をさせる考えでおります。それから正面玄関にあります立ち木についても時期的なものがあると思いますが、市有地で残る部分もございますのでそちらの方に移設をできればと今後請負業者の方と相談をしながら考えていきたいと思っております。それから玄関入って右側に水墨画がございます。手接神社を描いた水墨画でございますが、体育館が残るということで体育館の方に移設して保管できないかということで考えております。以上でござい

ます。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） はい、わかりました。地元で有名な手接神社の水墨画ということで作者も中村さんといって水戸あたりでは結構有名な水墨画の先生のようなので、もしあれだったら手接神社の役員さん、総代さんとかに相談してそちらで保管ができれば、せっかくの絵ですから大切に保存して、今のお話ですと体育館の方に保存ということでいいと思いますが、もし置き場所がなければ手接神社の総代あたりに大切な絵ですから。そのほかは整理してありますか。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 平成31年3月に統合したということで、校舎内に残っています備品等につきましては、活用する方法についてある程度順番を決めております。まず、1点目としては統合した学校での再利用の場合はそちらで使うと、2点目については市内の小中学校のほうで使えるものは使うと、3点目に市役所を含めた公共施設のほうで備品が使えるかどうかで進めております。現時点ではそこまでですね。各小中学校、市役所等公共施設の担当の方で現地を見ていただきまして整理の方は済んでいるところです。今回橘コミュニティが立ち上がったということで、コミュニティの方にもですねお声掛けをさせていただきまして、来週日にちは1日を設けてコミュニティの会長を含めた代表の方々に備品等、かなり使えない備品がほぼほぼではあるんですが、地区のコミュニティ等で活用できるものについては使っていただくという考えでおります。それでも残る備品については基本的には処分という形になります。以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 私の方から、予定価格と落札率をお教えいただいてよろしいですか。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 木村委員長のご質問にお答えいたします。今回の工事の予定価格につきましては税込みで1億7,347万円です。落札率につきましては97.78パーセントです。以上でございます。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第91号工事請負契約の締結について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



その他

○委員長（木村喜一君） この後は議会案件となりますので、この後は執行部におかれましては散会ということでも結構ですが、その前に委員の皆さんから執行部に何かございましたら、お願いいたします。 植木委員。

○7番（植木弘子君） 今日の茨城新聞の方にコロナワクチン接種済率ということで公表されたと思いますが、順位云々というより小美玉市の場合は1回目の接種完了から2回目の接種完了のパーセントの数字にちょっとひらきがあるので、その要因というかほかの市町村と比べひらきが大きくなったのでその点についてご説明いただきたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 関口健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口茂君） 議員の皆様には大変ご迷惑、ご心配をかけているワクチン接種事業でございますけれど、このひらきにつきましてはファイザーワクチンで3週から6週を空け接種をしてくださいという状況でございます。そのなかで前倒しで8月の下旬から集中接種を進めているところでございまして、2回目接種が9月の中旬以降から基本的に入ってくる状況ですので、ご心配いただいているところではございますが順次進めてまいりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） はい、わかりました。1回目の接種が順調に進んでということで、それぞれの予約の仕方事態が違うのでそういった数字で表れてきているかなと思いますので、このまま引き続き推進していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） ほかに、まずは委員の方でありますか。幡谷委員。

○9番（幡谷好文君） 要望ですが、今小中学校ではリモート学習の方が進んでいるかと思
います。来週からはまた分散登校の形で連絡も来ておりますが、このリモート学習、急遽、対
応ということで本当にご苦労なされたかなと思います。特に学校の先生方の対応も大変だっ
たと思っているところではありますが、いろいろ問題点なんかも出てきていること
と思います。学校ごとの、たとえば先生方によってリモート学習の仕方なんか
が違ってきているところが、自宅で学習をうけているんで、保護者もその場で
学習の様子を視て各学校間で保護者がつながっている方は、どういった学習方法
なのかなというふうにやり取りをなさっているみたいです。初めてのことで興味も
深いということはわかりますが、格差までとはいきませんが学習の仕方について
も今後課題のひとつになってくるかなと、それとタブレットの通信環境ですか、貸し
出しで学校の方も各家庭で通信環境の整っていないところには貸し出しをして
対応していると思いますが、低学年の子たちは夜中にWi-Fi環境を使ってタブレッ
トを使用して次の日に授業が受けられなくなってしまったなんていう事例なんかも
耳に挟んでおります。なかなか難しいところではあると思いますが、そういった課
題今後またリモート学習が必要になる可能性、平常時でもこのリモート学習を
利用した学習なんかもやられていく可能性があると思いますので、課題も含めて
対応のほうよろしく願いまして要望とさせていただきます。

○委員長（木村喜一君） ほかに、委員の方でございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（木村喜一君） 執行部のほうでその他ございますか。羽鳥教育長。

○教育長（羽鳥文雄君） ただいま配らせていただきました資料、小美玉市立幼稚園、小中
学校及び義務教育学校の休業日等についてをご覧いただきたいと思
います。昨日県知事の会見で、県独自の非常事態宣言が1週間早まったということを受け
まして本市でも段階的に学校再開することにしました。大きい矢印がありますが矢印の上
はこれまでの対応ですが、矢印の下をご覧ください。段階的な再開ということで3段階
に分かれております。まず、第1段階として9月21日、22日、24日の3日間の対応
ですけれども、幼稚園は臨時休校、小中学校、義務教育学校については期間中1日
から2日の分散登校、午前中3時間の授業で、1から2日とあるのは大規模校、小規模
校で数が違いますので小規模校であれば連続して登校できるということでこのよう
な形にしております。給食はなし、部活動も中止、これが第1段階です。第2段階
として、その次の週27日から30日の4日間ですけれども、幼稚園は通常登園、小中
学校、義務教育学校についてはこの期間2日間の分散登校ということで、5

時間授業、給食あり、部活動も可ということで、それから、第3段階、通常登校というか学校再開となるわけですが、10月1日から通常登校になります。もちろん感染対策を十分にとっていきたいと思っています。なお、分散登校の実施は学校によって時間割その他違いますので各学校で決定していきます。家庭で見る事が出来ない児童等については、学童及び学校で預かるということ。それから、この後の感染状況にもよるんですけれども、感染拡大の状況によって変更になる場合もあるということ。小川北中学校につきましては、集団感染が見られましたので来週21日、22日、24日の3日間は分散登校とせず、この期間も臨時休校とする。オンライン授業を行う。この議員の皆様にもきょうの午前中にプレスリリースとともに周知させていただきましたし、保護者の皆様にもきょう周知しました。それから教育委員にも周知してあります。それから小川北中の集団感染につきましては、八木理事の方から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 八木理事。

○理事（八木健君） それでは、ただいま教育長の方から話がありました小川北中学校の集団感染につきましてご説明させていただきたいと思います。委員の皆様には大変ご心配をおかけしております。9月13日から15日の期間、県の感染者情報に7名の陽性者ということで発表がされております。こちらの経緯につきましては、9月11日土曜日の午後に学校から生徒陽性者の連絡がありまして、その後人数が増えていったというような状況でございます。これらの生徒につきましては、9日、10日と12名の生徒がマスクをしない状況で一緒に遊んでいたことが原因かと考えられます。その中で12名の生徒うち感染経路につきまして詳細についてはわかっておりません。9月11日に2名の陽性者が確認されまして、一緒に遊んでいた10名が濃厚接触者の方に特定されましてPCR検査を実施いたしました。そのPCR検査を実施した生徒のうち新規で5名が陽性と判定をされまして、計7名が陽性ということになりました。さらにその新規の陽性者1名が翌日の9月11日にも別の生徒と遊んでおりまして、こちらの生徒4名が新たに濃厚接触者ということで指定受けまして、4名のうち1名が陽性ということでわかっております。こちらの1名につきましては、本日県の方から発表があるものと考えております。最終的に8名の陽性者の方が判明しまして、現在8名につきましてはのどの痛み等は残っておりますけれども、平熱に戻って自宅で療養して症状は落ち着いている状況でございます。なお、要請が判明した生徒の家庭内では3名の家族の陽性のほうが判明している状況でございます。このような事案を受けまして、再度学校を通しまして生徒のほうには不要不急の外出については自粛するように、それを徹底するように指導をしたところ

でございます。以上でございます。

○委員長（木村喜一君） ただいまの報告に対して委員の方でなにかあれば、挙手によりこれを許します。植木委員。

○7番（植木弘子君） 北中での感染者ということで、自宅療養がなかなか対応が難しいということで、ご家族からご相談を受けていたんですけども、実際、市の方では感染者に対してだれがなっているのかは県が把握という状況なので支援の手というがなかなか厳しいと思いますが、こういう状況ってコロナ禍が収まらない限り、出てほしくないですけども絶対出ないとは言い切れないことですので、やはり何らか方法というのも積極的に取り組んでいただきたいなと思っております。学校も再開するということですので、市内の教職員の皆さん2回全員ワクチン接種済んでいるのか確認させていただきます。

○委員長（木村喜一君） 八木理事。

○理事（八木健君） ただ今の植木委員のご質問にお答えいたします。ちょっとデータが古くなっていますが、市内の教職員の2回接種完了の割合ですが、9月上旬では73.4パーセント接種が完了しております。1回目が完了している教員が13.2パーセントでその当時よりも数値は上昇しているものと考えております。以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） はい、わかりました。ありがとうございます。今後どういう形でクラスターが発生するかわからないので、ご本人の意思とかもあるのではなかなか100パーセントというのは厳しい状況とは思いますが、できる環境にある方は極力すみやかに接種が進められるようにしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。7割というのが集団免疫的なものを考えると7割の方が接種されていれば安心というのはあるんですけど、さらに絶対安心というのはないので進めて行っていただければと思います。以上です。

○委員長（木村喜一君） ほかにございませんか。香取委員。

○2番（香取憲一君） 感染状況はいま生徒さんでも多く出てしまったということで、学校の状況が感染状況とリンクして流動的になっているなかで、給食がある、なしというふうに動いている部分があると思うんですけども、本来であれば9月から小美玉学校給食センターも東洋食品さんの外部委託ということで、新しくスタートするわけだったんですが、そこら辺のところは出鼻をくじかれたような形になっちゃっているんですけど、東洋食品さんと給食センターとの、いま流動的なこの給食あり、なしというところの調整については、特に問題なく進んでいるんでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 菅澤教育指導課参事。

○教育指導課参事（菅澤和則君） ただいまの香取委員のご質問にお答えしたいと思います。

9月1日から東洋食品のほうで稼働するわけだったんですが、このような状況になってしましまして、9月1日からは常駐されている東洋食品の職員さんには夏休み期間中に終わらなかった施設内の修繕とか点検などを確認してもらって、9月入ってから修繕業務とか清掃、調理器具の点検、衛生管理などを主にやっていただいている状況であります。以上になります。

○委員長（木村喜一君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、ここで執行部におかれましては散会とさせていただきます。長時間にわたりお疲れ様でした。

（執行部退席）



請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○委員長（木村喜一君） 続いて、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について議題といたします。

この請願の内容は、請願書に記載の請願趣旨、請願事項について、衆・参議長、内閣総理大臣ほか関係大臣へ意見書の提出を求めるものです。参考に提出者からあった資料をお配りしています。委員の皆様から請願についてご意見を頂きたいと思います。自由討議といたしますので、挙手によりこれを許します。植木委員。

○7番（植木弘子君） 今の委員長の発言の確認ですが、参考資料は、県の教職員組合の方から、今回この請願に添付されてきたものなのでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 深作書記。

○書記（深作 治君） 植木委員からありましたとおり、紙ベースでお配りしているものになりますけど、県の教職員組合の方から参考ということで一緒に提出いただいたので、皆さんにお配りいたしました。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） わかりました。今までも同じような趣旨で年1回請願が提出されていましたが、今までもこういった付属の資料というのは付いていましたか。

○委員長（木村喜一君） 深作書記。

○書記（深作 治君） いままでは、こういう取りまとめた資料のほうはいただいております。今回初めてかなと思います。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） わかりました。これによって、改めて請願の取り組みの状況というのを認識させていただきましたので、大変ありがたいことではあります。なんで今回に限ってこのようなものが付いてきたのか疑問に思ってしまったのでお伺いいたしました。

○委員長（木村喜一君） ほかにございませんか。香取委員。

○2番（香取憲一君） 参考資料の教職員定数のところですか、1.学級編制の基準の変遷とあって、令和3年学級編制基準の引き下げ、小学校での35人学級の実現となっているんですけども、吹き出しがあって長年の請願がやっと実を結ぶとなっているんですが、小美玉市にいたっては、去年も発言させてもらったんですが、市独自の予算で先生を増やして約30人の学級を実現している独自の努力をしてなされているイメージですが、この参考資料だと本当にこの請願が実を結んだのかな、ちょっとわかんないですけど、どんなものなのかなと思いますけど。

○委員長（木村喜一君） 自由討議ですのでほかにご意見ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（木村喜一君） ほかにご意見がなければ、討論に入りたいと思います。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案を採択すべきものと決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（木村喜一君） 挙手多数と認め、本案は採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

その他として、何かございますか。

○委員長（木村喜一君） ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） それでは、本日の協議は全て終了いたしました。

副委員長のほうに交代いたします。



◎閉会の宣告

○副委員長（長津智之君） それでは、以上で文教福祉常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時01分 閉会